

令和2年度

日本脳炎予防接種（1期）を受けるまえに

対象者：生後6か月から7歳6か月未満

標準的な接種期間：1期初回 3歳から4歳
1期追加 4歳から5歳

接種方法：皮下接種（合計3回接種）

1期初回：6日以上、標準的には28日までの間隔を空けて2回接種

前回接種日を0日として7日目より接種可能です

1期追加：1期初回終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年
（11～13か月）後に1回接種

接種場所：市内指定医療機関

持ち物：母子健康手帳・予診票・体温計・筆記用具

*** 母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください**

費用：無料

注意！ 野田市外に住民票をうつした場合、野田市の予診票を使って接種することはできません。必ず転出先の市町村でご確認ください。予診票は複写式になっているので、1回分ずつ取り出して記入するようにしてください。（他の予診票に字が写らないように注意してください。）

接種の前に、この説明書をよくお読みになってからお出かけください。

予防接種は体調のよいときにお受けください。

予防接種はお子さまの体調のよくわかる保護者の方がお連れください。必ず保護者が同伴してください。

予診票に記入もれがあると接種できない場合があります。責任をもって記入してください。ボールペン等消えない筆記用具で記入してください。

病気で治療中の場合や何らかの薬を飲んでいる場合は主治医に相談してから受けるようにしましょう。

日本脳炎ワクチンについて

従来使用していたワクチンは、接種後に重篤な副反応が発生した事例を受け、平成17年より積極的勧奨の差し控えが続いていましたが、平成22年3月をもって使用終了となりました。現在では、平成21年6月より新しい日本脳炎ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）が使用されています。安全性や供給量の確認がとれ、平成22年4月から、積極的に勧奨するようになりました。

【日本脳炎とは】

日本脳炎ウイルスの感染によっておこる病気です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。日本での流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。

ウイルスを持つ蚊に刺され、感染したあとも症状なく経過する 경우가ほとんどですが、症状が出るものでは6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障がい（意識がなくなること）、けいれん等の中樞神経系障がい（脳の障がい）を生じます。

大多数の方は、無症状に終わるのですが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれており、幼少児や高齢者では死亡の危険は大きくなっています。裏面に続く

副反応について

まれに、接種直後から多くは3日以内に、発疹、じんましん、かゆみ等の過敏症がみられることがあります。また、全身症状としては、発熱、寒気、頭痛、倦怠感、吐き気、咳、鼻汁など、接種部位の局所症状としては、発赤、腫れ、痛み等が認められることがありますが、通常は2～3日中に消失します。さらに、極めてまれに急性散在性脳脊髄炎（ADEM）という副反応がみられます。ウイルス等の感染後あるいはワクチン接種後に、まれに発生する脳神経系の病気で、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障がい等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により多くの患者さんは正常に回復しますが、運動障がいや脳波異常などの神経系の後遺症が残る場合があるといわれています。

なお、極めてまれに重大な副反応としてショック・アナフィラキシー様症状があります。

こんなときは受けられません

発熱しているとき。（接種会場で体温が37.5以上ある場合）

*平熱の高い人は主治医に相談してください。

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合。

このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合。

麻しん風しん混合（MR）・水痘・おたふくかぜ・結核（BCG）など生ワクチンの予防接種をして、27日以上経過していない場合。日本脳炎・不活化ポリオ・インフルエンザなどの予防接種をしてから6日以上経過していない場合。

令和2年10月1日より、他の予防接種との接種間隔について変更の予定です。詳細は、保健センターにお問い合わせください。

麻しんにかかり、治ってから4週間程度経過していない場合。風しん・水痘・おたふくかぜなどの病気にかかり、治ってから2～4週間程度経過していない場合。突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）などの病気にかかり、治ってから1～2週間程度を経過していない場合。

（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます。）

その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合。

こんなときは受ける際に注意が必要です

心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合。

これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合。

過去にけいれんを起こしたことがある場合。

*必ず、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。

過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

< 問合せ先 >

保健センター ☎04-7125-1188

関宿保健センター ☎04-7198-5011

